

「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画（仮称）」 の策定について

1 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画について

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（R4.5.25公布、R6.4.1施行）」（以下「困難女性支援法」という。）の成立に伴い、県は、国基本方針に則して県基本計画を定めることが義務付けされた。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

(1) 趣 旨：人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与する

(2) 施行時期：令和6年4月1日

(3) その他（他の計画との関係）：

他の法律の規定による困難な問題を抱える女性への支援に関する事項を定める計画との調和を保つよう努めなければならない。また、政策的に関連の深い他の計画（配偶者暴力防止等法第2条の3第1項に規定する都道府県基本計画又は男女共同参画社会基本法第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画）と一体のものとして策定することができる。

2 「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画（仮称）」の策定について

(1) 策定の方向性

政策的に関連の深い「第4次山形県DV被害者支援基本計画」等との調和を保つため、DV基本計画の柱立てを参考に、国基本方針に示された「基本計画に盛り込むことが望ましい施策」を体系的に整理する。

また、現行のDV基本計画は、計画期間を令和7年度末までとしていることから、次期DV基本計画との一体化を想定して、令和6年度から令和7年度までは独立した計画として策定する。

(2) 計画の構成

- ・計画の位置づけ：困難女性支援法に基づく県基本計画
- ・計 画 期 間：令和6年度から令和7年度までの2年間

(3) 策定組織及び今後のスケジュールについて（資料3-2）

困難女性支援計画策定に向けた考え方（補足）

1 対象者について

支援対象者は、「日常生活・社会生活に困難な問題を抱える女性」である。

従来の女性相談やDV相談で支援を受けてきた者（①）のほか、今般の手法により「支援に結び付いていない女性」（②）の存在が指摘され、支援対象者として積極的に支援を行うこととされた。

2 対象者の把握について

上記1①については「婦人保護事業の実施状況」（厚生労働省）において相談件数等を基に実態を把握。

一方、②については、支援に結び付いていない者であるため把握が難しく、国においても計画策定時は②の実態は示さず民間団体等の報告によりその存在を認めているにとどまっている。

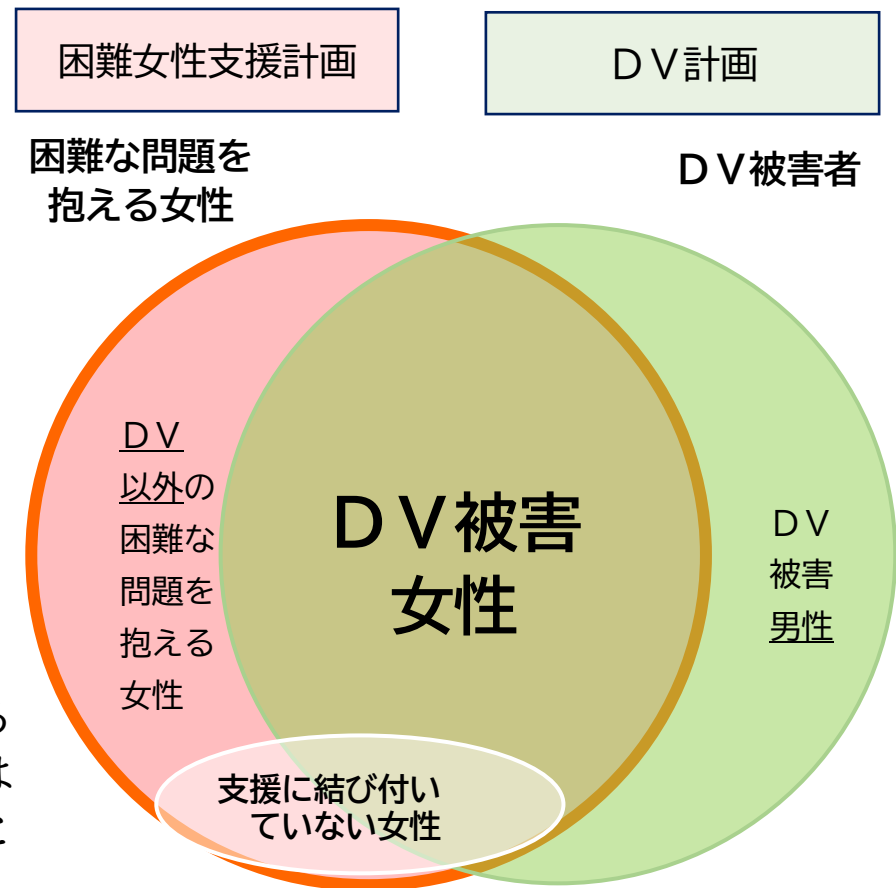
（実態調査を実施した場合、制度の認知が不十分な現状では困難の捉え方にばらつきが生じること、困難の認識がない女性は自身を支援対象者であると認識しないと思料されること等から、正しく実態を把握していくことは困難と考えられる。）

3 計画策定の流れ（次期計画までを踏まえた方向性）

県基本計画は、法施行に合わせ令和6年4月から施行することとされているため、第1次計画については、従来の婦人保護事業の実施状況や市町村の女性相談員等への調査等を踏まえた現状と課題及び新法の基本方針を踏まえ、策定していくこととする。

次年度以降、民間団体や市町村相談窓口等へのヒアリング調査や県民意識調査等を踏まえ、実態把握を進め、次期計画策定に備えるものとする。

なお、国においては、関連する他制度に基づく支援との連携を図ることとされており、支援対象者、支援内容等で政策的に関連が深い「DV被害者支援基本計画」との一体化を検討していく。



年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8～
困難な問題を抱える女性への支援計画			策定準備	第1次計画		「困難な問題を抱える女性への支援計画」と「DV被害者支援基本計画」の一体化
				ヒアリング調査・県民意識調査等の実施	計画改定に向けて、取組みの拡充を検討	
DV被害者支援基本計画	第4次計画				改訂準備	

「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画（仮称）」の策定スケジュール

審議組織	山形県男女共同参画審議会	山形県男女共同参画推進 本部会議・幹事会	策定に向けた連絡会議 (庁内のみ)	事務局
概要	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査審議する組織	男女共同参画計画の推進、男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整等を行う組織	困難女性計画策定に係る各種施策の実施状況を把握・検証し推進する会議	
構成員	男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者（15名）	・本部会議 副知事を本部長とする各部局長 ・幹事会 当部次長を幹事長とする各部課長	庁内関係各課・警察本部関係各課	
6月				アンケート調査の実施
7月				
8月			●連絡会議（R5.8.31） （困難女性法の趣旨・県計画策定の趣旨説明、意見照会） ⇒会議終了後 関係各課に具体的な取組みについて照会	アンケート調査結果取りまとめ 現状・課題の分析
9月				体系図作成・計画（素案）作成
10月				
11月	●諮問 ●第1回審議会（R5.11.21） （困難女性法の趣旨説明、県計画策定の趣旨・計画（素案）説明）審議	●第1回幹事会（R5.11.9） （困難女性法の趣旨説明、県計画策定の趣旨・計画（素案）説明）		計画（案）作成
12月				12月定例議会 計画（素案）報告
1月	●第2回審議会 （多様性・女性若者活躍課の議題と併せて）（計画（案）説明）審議 ⇒答申	●第2回幹事会 （計画（案）説明）		パブリックコメント
2月				2月定例議会 計画（案）報告
3月		●第3回幹事会 （最終計画（案）説明） ●本部会議 （最終計画（案）説明）		計画決定・公表